

# 議会運営委員会会議録

- 1 日 時 平成31年4月19日(金)  
午前10時27分～午前11時42分
- 2 場 所 議会運営委員会室
- 3 出席委員 6名  
委員長 長南良彦 副委員長 大久保主計  
委員 菅原和子 委員 吉田良  
委員 小野寺美穂 委員 山田龍太郎
- 4 委員外議員 2名  
議長 丹野政喜 副議長 菊地忍
- 5 欠席委員 なし
- 6 事務局職員 事務局 局長 相澤幸也  
次 長 加藤勤  
主幹兼議事調査係長 川上真理子
- 7 協議事項  
付議事件
  - (1) 議長の諮問に関する事項について
    - ① 議員協議会の開催について
    - ② 名取市青少年問題協議会委員の推薦について
  - (2) 議会基本条例の検証に関する事項について
    - ① 名取市議会基本条例の評価及び検証について

午前10時27分 開会

○委員長（長南良彦） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから議会運営委員会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の委員会は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

本日の協議に必要な資料の一切をお手元に配付しておりますので、御了承願います。

これをもって諸般の報告を終わります。

それでは、議事に入ります。

初めに、議員協議会の開催についてを議題といたします。

書記より説明をいたさせます。

○書記（川上真理子） 議員協議会の開催について御説明いたします。

次第書の1ページをごらん願います。あわせて資料1をお配りしておりますので、そちらもごらん願います。

先日開催について御通知をさせていただいたところですが、資料のとおり平成31年4月15日付で市長から開催の要請がありました。開催日時は平成31年4月22日月曜日になります。開会は午前10時から、場所は議員協議会室です。

協議事項は3項目を予定しております。次第書の③です。ア 東日本大震災復興交付金第24回事業計画について、イ 復興公営住宅の家賃について、及びウ 議場への国旗及び市旗の掲揚についてです。

当日の進め方です。次第書の④をごらん願います。市長から挨拶の後、東日本大震災復興交付金第24回事業計画について、震災復興部長から説明を受け、その後質疑を行います。次に、復興公営住宅の家賃について、震災復興部長から説明を受け、その後質疑を行います。質疑終了後に説明員は退席いたします。次に、議場への国旗及び市旗の掲揚について、議長より説明の後、協議及び調整を行います。

ここで協議事項ウ 議場への国旗及び市旗の掲揚について、進め方の詳細を御説明いたします。協議事項のイ 復興公営住宅の家賃についての協議が終了

した後休憩し、その間に説明員は退席いたします。再開後、協議事項のウ 議場への国旗及び市旗の掲揚について協議を行います。

初めに、議長よりこれまでの経緯について説明をいたします。次に、議員各位より御意見を伺います。議席番号順に議長が指名し、発言をいただくことといたします。発言に当たっては議場への国旗及び市旗の掲揚についての可否、その理由、可の場合は掲揚の方法についても言及いただくことといたします。

次に、議論を深めた上での意思決定の方法としては、採決を行い多数決とすることについて会派代表者会議において了承を得ていることから、協議、調整により意見が一致しない際の意思決定の方法としましては、地方自治法第116条の規定を準用し採決を行うことといたします。採決については出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところといたします。

なお、協議事項ア及びイに係る説明資料については、4月16日火曜日に各議員宛て送付済みです。

○委員長（長南良彦） ただいま書記より説明をいたさせましたが、御意見等がございましたらお願いいたします。小野寺美穂委員。

○委員（小野寺美穂） 協議事項のウについてですけれども、私も先日の会派代表者会議で議員協議会を開催し、その中で調整することに賛成しております。しかし、その後、議員協議会というものについて、そこで何かを決するということが妥当なのかどうか調べたところ、議員必携にも書いてありますが、要するに議員協議会は何らかの決をとる場ではないのではないかと。そういうことを考えると、調整をした上で、例えば本会議に条例として提出していただいて、討論等を行ってから採決するということがふさわしいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○委員長（長南良彦） 小野寺美穂議員から御意見がありました。事務局より補足説明等がありますか。相澤事務局長。

○事務局長（相澤幸也） 先ほど小野寺美穂委員から議員協議会での採決が妥当かどうかというお話をいただきました。

確かに議員協議会につきましては、会議規則第7章協議または調整を行うための場、第155条第1項に議案の審査または議会の運営に関し協議または調整を行うための場として規定をしているところです。

今回、議員協議会で採決を行うことにつきましては、先ほど書記が説明いたしましたとおり、本年3月20日の会派代表者会議で了承をいただいたことから、このような進め方について御説明させていただきました。

なお、議員協議会において採決ができるかにつきましては、今回、全国市議会議長会に照会をいたしました。全国市議会議長会からは、議会としてどのように進めたいのか、議会として意見を一致するためにどのように運営すべきかについてはそれぞれの議会の考えによるものであって、議会という合議体で採決してはいけないという決まりはない、とのことでした。よって、議員協議会で採決する方法はとることができるという回答をいただいております。

このことから、議員協議会で採決を行うことについては、できるものと解釈したところです。

○委員長（長南良彦） 小野寺美穂委員。

○委員（小野寺美穂） 本来、議決をするということは、我々が議決をしないとそのことによって執行部が動けない、予算とか決算とか議決を要する事件ですよね。今回はそれには当たっていないわけです。今後のことを考えて、単に全員協議会、本市議会の場合は議員協議会の場で事由、事案、事件等にかかわらず採決を可とするということでもいいのでしょうか。その時々によって「いや、これは採決になじまない」とか「本会議に出すべきだ」とか議論するのでしょうか。

いろいろな自治体の事例を見ますと、条例として議員が提案して本会議で討論、採決を行っているところもある。そういうことを考えた場合、今後議員協議会において可否を決めるということがありなのかと。私はその会派代表者会議で議員協議会でと言った者ですけれども、よくよく調べるとそういうことであつたのです。あくまで調整の場であると。

以前、閑上海水浴場の予算執行を一旦留保して、それを解除するときに議員協議会を開き、その後に議会運営委員会を開き、調整してそれをよしとしたことがあります。それは議決をしないと執行できないという理由があつたのです。

でも、今回はそのような理由には当たらないので、そこをどう今後に向けて変えていくのか。議員協議会で議決できるとするのか。そこを明確にしていた

だきたい。

○委員長（長南良彦） 今回の国旗及び市旗の掲揚にかかわらず、今後議員協議会で採決までできるのかという質問でありますけれども、事務局としてはいかがですか。相澤事務局長。

○事務局長（相澤幸也） 議決できるかどうかにつきましては、先ほど御説明したとおり、議員協議会でも採決できるとの解釈です。今回はきょうに至るまで議会運営委員会や会派代表者会議でも協議を重ねてきた経緯があります。資料により以前お示ししておりますが、国旗及び市旗の掲揚につきましては、県内の14市議会のうち8市議会が既に掲揚しております。その中には、議員協議会で決定した市議会もあります。

○委員長（長南良彦） 今の小野寺美穂委員の質疑は、今回、国旗及び市旗の掲揚について議員協議会で採決して決めた場合に、今後違う案件においてもそういった決め方ができるのかという内容だと思います。その場合はどのように考え、取り扱っていくのかということになると思いますが。相澤事務局長。

○事務局長（相澤幸也） 今回の経緯としては、議会運営委員会や会派代表者会議に諮って、このような方向でいきたいと思います。決定をした上で進んできた経緯があります。今後はどのように取り扱うかにつきましては、やはり事案によって会派代表者会議なり議会運営委員会の中で議論して決めていくといった考え方になると思います。

○委員長（長南良彦） 小野寺美穂委員。

○委員（小野寺美穂） ほかの全員協議会なり議員協議会で掲揚を決めたところは、その自治体、議会の中で例えばそのように採決することを決めているのではないですか。

来年改選ですけれども、要するに構成メンバーが変わる可能性がもちろんありますよね。改選のたびにその人たちで話し合っただけで決めるということではなくて、議会は予算も決算も明文化されて、こういうときはこうというものがしっかり決まっていますよね。それから特別委員会や常任委員会などの委員会のあり方とか。

そういうものがきちんと決まっているわけだから、そのときのメンバーで取り扱いが変わるとするのはよくないと思うわけです。あのときこうしたでしょ

う、けれども今回は違うとか、そういうことじゃなくて。それは自分の反省に基づいて言っているのです。調べた結果、これはどうも議員協議会で決をとるのはなじまないのではないかという。

実際、誰が提案するかは別として条例を提案してそこで討論、採決という形をとるのが、後々どう決まったかということが一番わかりやすい。最終的に可否を問うわけだから同じだということにはならないと思うのです。議会の場合、会議の形式というのはすごく重んじられています。法に基づいてということで。会派代表者会議で決まったからと、今説明ありましたし、それで進めてきたことはもちろん理解しているのですけれども、全員協議会、いわゆる議員協議会の本当の意義、審議に伴う協議または意見調整ということを見ると、議員協議会で決するというのはなじまないのではないかと思うのです。

何かをおくらせようとしているとか、そういうことではなくて。今が例えば定例会中であれば、追加議案として提出するぐらいの速さでもいいのでしょう。そのときそのときに取り扱いを決めるというのではよくないと思います。

○委員長（長南良彦） 県内では国旗及び市旗を掲揚している市議会が8つありますが、議員協議会で決めたところもちろんあるわけですが、ただ、その市議会が全てそういった取り決めをしているかどうかについては今の段階ではわかりません。掲揚している市議会の中で、気仙沼市議会が議会運営委員会で協議をして、その上で議員全体会議において決定した経緯があるということはこれまでの資料の中でも示してあります。

ほかにありませんか。小野寺美穂委員。

○委員（小野寺美穂） 要はこういうことの決め方、反対だから言っているように思われているかもしれないですけれども、それはもちろんあるけれども、そういうことではなくて。議員協議会で決することができるということに、だめではないという言い方でしたよね。でも、それも多分何か案件によるということでしょう。何でもかんでも議員協議会で決定していたら本会議の意味がなくなるし。

けれども、そのすみ分け等きちんと明確になっているものがないと、なし崩し的な感じになってしまって、次の対応のときにあのときもそうしたというのが会議規則でも何でもなくて、例としてあることで残っていくのが問題では

ないかということなのです。

だから、本会議であれば決をとります。議員の中だけの話なので意見書の採決と一緒に。そうであれば、きちんと討論をして、その場で賛成多数で可決となればわかりやすいでしょう。

やはり議員協議会で決をとってそこで決定するというのは、いろいろと読んでみても、その後についてきちんと文言が整えられないと。だって、何が出てくるかわからないわけですよ。時代とメンバーで。そういうときに、これは議員協議会で決めるべき、いやこれは条例で上げるべきという決まりもないですよ。

練馬区かどこかで条例を提案して審査したという事例も見たのですけれども、それは議員提案で条例が上がってきているのです。それについて賛否を問う、そのようにきちんとしたほうがよいのではないかと思います。

○委員長（長南良彦） 御意見としてですね。

ほかにありませんか。山田龍太郎委員。

○委員（山田龍太郎） この国旗及び市旗の掲揚については随分前から議論してきたことです。それで、今回会派代表者会議において、議員協議会で結論を出すというところまで決めたのですから、今回はそれでいいと思います。

国旗及び市旗の掲揚については、ここで一度区切りをつけて、掲揚する掲揚しないを1回決めたほうがいいと思います。

○委員長（長南良彦） 山田龍太郎委員からはこれまでの経緯として、会派代表者会議で議論し、議員協議会で最終結論を出すという流れで来ているので、その方向で進めてはどうかという意見です。

そのほかの委員の皆さんのご意見はありませんか。菅原和子委員。

○委員（菅原和子） 私も会派代表者会議に参加をさせていただきました。傍聴の方もたくさんいらっしゃいました。それをしっかり聞いていらっしゃったと思います。

会議の中でしっかりと皆さんの意見を聞いて、議員協議会を開くということと、意見がまとまらないのであれば多数決で採決するということも確認しているはずですよ。もしいろいろな意見があるのであれば、そこで申し出ていただきたいという部分も希望するところです。

せっかく会派代表者会議において議長が進めてきたわけですから、そこで皆さん賛成をしてきょうの運びになったと私は認識しているので、山田龍太郎委員がおっしゃったように進めるべきだと思います。

○委員長（長南良彦） これまでの進めてきた経緯を踏まえて、この案件については議員協議会を開いて決定するという方向でいいとのことですね。

ほかにありませんか。山田龍太郎委員。

○委員（山田龍太郎） 先ほど小野寺美穂委員が言っていたことは、それは必要だと思います。やはりその都度その都度決めると言ったらやはり違った答えになってしまいますから。やはり本市議会の取り決めといいますか、そういうものはあるべきだと思います。

○委員長（長南良彦） ほかにありませんか。小野寺美穂委員。

○委員（小野寺美穂） これまで長い間検討してきたといっても、それはそれであって、その区切りをつけたい気持ちもわからなくはないのですけれども、事は議会で取り扱う案件だからやはり何かののりつた形でやらないとだめではないかということなのです。

菅原和子委員がおっしゃったこともわかっています。その場に私もいたので。そういう流れ、もうこの話はいいでしょうと。何かそんな感じになっているのもわかりますけれども、実際に何にのりつて、こういう案件はどう取り扱うのかということはやはり明確にしておかないと、1回例を持ったらもうそれは生き残るわけです。

今、山田龍太郎委員がおっしゃった、もうこの議論は長いのでこれはこれで区切りをつけてと言っても、決することは決するわけだから、なかったことにならないわけです。そこをどう議会としてきちんと説明するのか。

例えば議員協議会の場合は本会議と違いますから、要するに議決するということがどうなのかについてさっきから何回も同じような話をしているから言いませんけれども、市民の中にもいろいろな意見があって、それを私が言うと共産党の人が反対しているのしょうみたいなことを何かに書かれそうですけれども、それだけじゃないのです。やはり、宗教的なこともあれば、いろいろな人たちが何で議場にと。

菅原和子委員の話だと、それも含めて全員協議会、議員協議会で言えばいい

ということなのでしょうけれども、意見のあり方だけではなくて決定の仕方については、こういうものはこう取り扱うというものの上にのっかってやらないと。

1回決めたら、あのときはちょっと別だからというわけにいかないと思うのです。全員メンバーが変わることだって後々あるわけだから。そうすると、そういう決め方をしたことがあるので、その後はそのようにしていくのか、あれだけは特別みたいになるのか。

○委員長（長南良彦） 御意見として伺います。

ほかにありませんか。小野寺美穂委員。

○委員（小野寺美穂） この案件にかかわらず調整ができなければ決をとると決めてしまっているのかということです。この案件でなかったら、ではどうかということです。この案件でなかったらこんなことはやっていないかもしれないけれども。そこはちょっと線引きをしないと。賛成、反対で「はい、決まりました」というのはどうなのかなと思います。

○委員長（長南良彦） これまでの流れで進めるべきという意見と、議員協議会でそういった決め方をしているのか、別の案件の場合も踏まえてきちんと決めた上で進めるべきという意見に分かれております。まだ意見を述べておられない方、意見を出していただきたいと思います。いかがですか。吉田 良委員。

○委員（吉田 良） 小野寺美穂委員のおっしゃること、非常にごもつともだと思ふところもあります。本会議場で決めること、議決事件というのはたしか幾つか規定があったと思うのですけれども、もし本会議に国旗掲揚を議員提案で上程することになれば、やはり先ほどから議論のあったように条例でということになるかと思ふます。ただ、前回の会派代表者会議までの経緯では、あくまでも条例で提案しようという御意見はなかったということです。会派代表者会議では多くの代表者の方の意見として、今回は議員協議会で決定するということが整ったということですが、あえて条例で提案したほうが良いということでしょうか。

私はそこまでしなくても、これまでの経緯から見れば、今回議論しているように議員協議会でいいと思うのです。条例であえて提案すべきだという御意見

であれば、その条例案を一度示してもらおうべきという、条例で提案したいという方に対してそういう思いが少しあるところではあります。

○委員長（長南良彦） 小野寺美穂委員。

○委員（小野寺美穂） 私は条例を提案したい側ではなくて、先ほど反省していると言ったように、本来であればこの場で掲揚すべきという条例を議員発議で出すべきではないかと言わなければならなかったわけです。

けれども、その後、議員協議会というものについてよくよく調べれば、やはり調整と協議の場であると。それから、議決をする案件というのは、意見書も議決しているので議員発議ができると。すると、そうしたほうがきちんと決まるでしょうと。

だから、条例を私が出したいわけではなくて、賛成という人たちが多かったのだから、人数的には議員発議で条例を提出できますよね。

○委員長（長南良彦） 吉田 良委員。

○委員（吉田 良） 条例でということをもし提案されるのであれば、それは会派代表者会議の3月20日の段階でされるべきだったのではないのかと。やはり一度決定したものを時間が過ぎて後から覆すことになる、ではその前の議論は何だったのかということになってしまいます。その3月20日の決定を踏まえてのきょうの議論ではないかと思うのです。

○委員長（長南良彦） 小野寺美穂委員。

○委員（小野寺美穂） 踏まえているのです。踏まえてこそなの。だから言ったでしょう。反省していると。議員協議会で決定をすることもまあ仕方がないのかなぐらいに思ったわけです。ですが、さっきから繰り返していますけれども、議員協議会についてどういうあり方が正しいのか。その後のことを考えた場合に、議員協議会で決することができるとしてしまって、ではどれをどうするのかということそのたびに議論することがどうなのか。何かをやるときにみんながいろいろ言っただけじゃないといっても、みんなの認識が少し違っていたら、「いやいや、調べたところそうじゃありませんよ」とか「今後ほかの案件が出てきたときに難しいことになりますよ」となったならば、それはそこで立ちどまって、ではもっと確からしい形で出しましょうとしたほうがいいのかと。これまでやってきたことが無になるとかではなくて。

だって、実際、議員協議会とは何なのかということを経論していないわけですよ。ただみんなで集まるから。全員出るから。全員の意見を聞いたほうがいいということでしょう。それを私も思ったわけです。全員の意見を聞きたいと。

ただ、そこで決をとるとなったらちょっと待てよとなったわけです。さっきから繰り返していますけれども。そういう意味です。そのとき言えばよかったとかというのは、確かにそのとおりですが。

○委員長（長南良彦） ほかにありませんか。吉田 良委員。

○委員（吉田 良） 私もこれまで本会議も含めてさまざまな判断を個々にしてきたわけですが、やはりその会議一つ一つというのは、決定したことは必ず次に残るものです。ここで賛成したけれども後で考えたらやはり反対だったと言って覆るわけではありませんから、そういう意味でも慎重にその都度その都度取り扱っていかねばならないと思います。

○委員長（長南良彦） 御意見ですね。

ほかにありませんか。山田龍太郎委員。

○委員（山田龍太郎） 今回この議員協議会で決定することにして、このような事例があったということ踏まえて、来年の1月に改選があるのですから、それまでに決まりをつくるということではないのですか。

小野寺美穂委員が言っていることは重々わかりますよ。確かにこれは条例提案だけでも、この事例は議員協議会で決めてしまうというのは、それはやはりないね。だから、はっきりそこは決めるべきだと思います。けれども、今回の場合はまた決まりから押さえていく、また議論するとなったらまたもや延びてしまう。私はここで決めたほうがいいと思います。

○委員長（長南良彦） 副委員長は何かありますか。

○副委員長（大久保主計） 私は何を議員協議会で決めなければならないとか、これは本会議だとか、そういうところは曖昧だというのはそのとおりだと思います。私は曖昧なままでいいと思います。それはなぜかという、曖昧ではないわけです。そのために会派代表者会議なり議会運営委員会の中で決めているわけですから。

その時代とか、そのメンバーが変わったら違う意見になってしまったという

のは、それはそれでいいと思います。そのための法律や規約があるわけですが、ある程度その時代の人たちにお任せできるような、グレーゾーンと言ったらいいのか、そういうところがあってもそれはしょうがない、人間の世界だなと私は思います。

だから、今回についてはこれまでの経緯の中で決めてきたことですから、その筋に沿って、それを尊重して決めるべきだと思います。

○委員長（長南良彦） 小野寺美穂委員。

○委員（小野寺美穂） 先ほど1回反対と言ったら賛成になれないとか、賛成と言ったら反対になれないみたいなニュアンスのことを言われましたけれども、そういうことを言っているわけではないですから。

この方法でいいのではないかと思ったけれども、調べてみたらそれはどうなのかなと思ったということなので。何かをひっくり返したわけではないので。

○委員長（長南良彦） ただいま委員各位より御意見を伺いました。議会運営委員会での協議は全会一致が望ましいのですが、そうでない場合は委員会条例第15条の規定により表決することとなります。それに沿って進めてまいりたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長南良彦） 御異議なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。ただいま議題となっております議員協議会の開催について、委員会条例第15条に基づき採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（長南良彦） 起立多数であります。よって、議員協議会の開催についてはそのように決定いたしました。

次に、名取市青少年問題協議会委員の推薦についてを議題といたします。

初めに、書記より説明をいたさせます。川上係長。

○書記（川上真理子） 次第書の1ページ下段をごらん願います。名取市青少年問題協議会委員の推薦について御説明いたします。

名取市青少年問題協議会委員につきましては、平成31年3月31日をもって任期満了となっております。今般、改めて委員の推薦について市長より依頼があ

りましたことから、本日御協議いただくものです。

推薦の依頼人数につきましては2名で、本日4月19日が推薦期限となっております。現在の委員は齋 浩美議員と吉田 良議員のお二人です。議会から推薦する委員につきましては、議会運営委員会に諮って承認を得るとの申し合わせになっております。

また、各種審議会委員の議会からの選出につきましては、平成17年1月18日の議会運営委員会におきまして、現在の委員の方に継続していただくことを確認した経過があります。

このようなことから、名取市青少年問題協議会委員につきましては、現職の齋 浩美議員と吉田 良議員のお二人を推薦したいとする案の諮問です。

○委員長（長南良彦） ただいま書記より説明をいたしましたが、今回の推薦につきまして御意見等がございましたらお願いいたします。何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長南良彦） それでは、お諮りいたします。名取市青少年問題協議会委員の推薦につきましては、諮問のとおり齋 浩美議員、吉田 良議員の兩名を推薦することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長南良彦） 御異議なしと認めます。よって、原案のとおり推薦することに決定いたしました。

次に、名取市議会基本条例の評価及び検証についてを議題といたします。

初めに、名取市議会基本条例の評価及び検証の実施について及び評価及び検証スケジュールについて、関連がありますので一括して議題といたします。

初めに、書記より説明をいたさせます。川上係長。

○書記（川上真理子） それでは、次第書の2ページをごらん願います。

議会基本条例の検証に関する事項についてです。（1）の①名取市議会基本条例の評価及び検証の実施について及び②評価及び検証スケジュールについて御説明いたします。

次第書に参考として名取市議会基本条例を掲載しております。名取市議会基本条例第26条に見直し手続として、議会は議会運営委員会に対し、この条例の

制定後も、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、不断に議会運営に係る評価を行わせるとともにこの条例の検証を行わせるものとする規定しております。

名取市議会基本条例は平成23年12月に制定後、平成26年から平成27年に評価及び検証作業を実施し、平成27年3月にその報告書を提出しておりますが、それからおおむね4年が経過しております。委員長案といたしましては、二度目の評価及び検証について8月ころまでを目途に実施したいとするものです。

今回の評価及び検証に当たりましては、これまでの成果と課題を整理し、さらには課題に対する今後の方策について検討し、そこから実施計画を策定することといたします。

なお、平成30年6月に議会運営委員会において議会基本条例の検証及び評価をテーマとして行政視察研修を実施した経過がありますので、研修の成果を踏まえ作業を進めたいと考えております。

続きまして、②評価及び検証スケジュールについて御説明いたします。資料2-1、議会基本条例 評価及び検証スケジュールをごらん願います。

4月です。本日の議会運営委員会が評価及び検証に係る会議の第1回目となります。これから御説明いたしますが、評価・検証に係る作業シートの作成について班分けを行う予定としております。

次に、5月は会議の開催予定はありません。班ごとに検討、作成していただいた評価・検証シートの提出期限を5月中旬に設定し、事務局で取りまとめ、あわせて実施計画案の作成を行います。

次に、6月は評価及び検証に係る第2回目の議会運営委員会の開催を予定しております。各班から提出いただいた評価及び検証の内容及びそれに基づく実施計画の案について御協議いただく予定です。

次に、7月は第3回目の議会運営委員会の開催を予定しております。第2回目の委員会での修正事項等を反映した案について御協議いただき、最終案の取りまとめを行います。

次に、8月は議員協議会の開催を予定しております。最終案をお示しし、御協議いただく予定です。議員協議会において御了承をいただきましたら、今回の議会基本条例の評価及び検証作業は終了とする予定です。

その後の流れとしては、議会運営委員会委員長より議長宛てに議会基本条例の評価及び検証に係る報告書を提出いたします。あわせて評価及び検証結果について市議会ホームページ及び市議会だよりで公表する予定しております。

○委員長（長南良彦） ただいま、①名取市議会基本条例の評価及び検証の実施について及び②評価及び検証スケジュールについて書記より説明をいたさされましたが、御意見等がございましたら伺いたします。

休憩をして進めてまいります。暫時休憩いたします。

午前11時 7分 休憩

---

午前11時10分 再開

○委員長（長南良彦） 再開いたします。

引き続き（1）の③評価及び検証作業の手順について及び④実施計画策定までの進め方について書記をして説明をいたさせます。川上係長。

○書記（川上真理子） 引き続き③評価及び検証作業の手順について説明させていただきます。資料は2-2をごらん願います。

評価及び検証作業を円滑に、かつ効率的に進めるため、議会基本条例を条文の内容により整理いたしました。整理の方法としましては、大項目を4項目、評価項目を7項目、取り組み目標を16項目に設定し分類しております。

なお、条文の内容により評価になじまないものにつきましては、表の下部に評価外として分類いたしました。

大項目につきましては表の一番左をごらん願います。大項目1を市民と協働した開かれた議会、大項目2を公平性と透明性のある議会、大項目3を議会及び議会事務局体制の充実強化、大項目4を議会運営の検証と議会基本条例の評価といたしました。

評価項目につきましては、表の大項目の右側をごらん願います。大項目1、市民と協働した開かれた議会に係る評価項目として3項目です。1つ目は積極的な情報公開と市民への説明責任、2つ目は市民意思の把握と反映、3つ目は審議及び審査の質の向上になります。

次に、大項目2、公平性と透明性のある議会に係る評価項目は2項目です。1つ目は規律の遵守と公平性・透明性の確保、2つ目は議会活動・議員活動原

則の遵守です。

次に、大項目 3、議会及び議会事務局体制の充実強化に係る評価項目は 1 項目です。政策立案機能の強化になります。

次に、大項目 4、議会運営の検証と議会基本条例の評価に係る評価項目は 1 項目です。検証・評価と改善に向けた見直しです。

さらに、各条項の内容から取り組み目標を設定し、16に分類しております。

取り組み目標は表の中ほどをごらん願います。一例ですが、一番上の項目の第 7 条 情報公開等及び第 12 条 傍聴者への資料提供に係る取り組み目標を、議会の会議及び決定した事項について、積極的に市民に公開・情報発信し、開かれた議会・透明性のある議会を実現すると設定しております。同様に条文を取り組み目標により 16 に分類しております。

なお、分類する上で一部の項目で条文が重複している部分がございます。一例ですが、表中の緑色に着色しております第 9 条 議会懇談会については評価項目の積極的な情報公開と市民への説明責任と、市民意思の把握と反映の両方に該当する条文になります。そのほか第 10 条 一般会議、第 18 条 関係団体等懇談会も重複する条文となりますので、わかりやすいよう同じ色で着色し整理しております。

あわせて、取り組み目標の右側には具体事業として、各項目に係る具体的な事業とこれまでの実績を記載しております。また、表の一番右の欄は、参考として前回の平成 27 年に検証を実施した際の評価及び検証結果を記載しております。

なお、ただいまごらんいただいている資料 2-2 は、全条文を整理した内容を一覧できるよう 1 枚にまとめたものです。掲載項目が多いため文字が小さくなってしまいましたので、参考として見やすく加工した資料 2-3 及び資料 2-4 をあわせてお手元に配付しております。

資料の内容としましては、資料 2-3 は資料 2-2 から平成 27 年の評価及び検証結果を除いたものです。資料 2-4 は資料 2-2 から具体事業を除いたものとなっておりますので、参考にごらんください。

今回の評価及び検証の作業に当たりましては、ただいま御説明いたしました取り組み目標ごとに分類した 16 項目について評価・検証シートを作成し進めた

いと考えております。

なお、作業の効率化のため委員3名ずつ2班に分け、各班8項目ずつ担当し、評価・検証シートを作成することにより作業を進めたいと考えております。

班分けにつきましては資料2-5をごらん願います。1班は大久保主計副委員長、菅原和子委員、小野寺美穂委員、2班は長南良彦委員長、吉田 良委員、山田龍太郎委員とする案です。

作業に係る評価・検証シートにつきましては資料2-6をごらん願います。名取市議会基本条例評価・検証シートになります。

初めに、資料を1枚お開きいただきまして、検証・評価シート1をごらん願います。こちらを使って御説明いたします。

シートの構成についてです。ただいま御説明いたしました評価項目、該当する条例、取り組み目標につきまして上段に記載しております。その下に1. 評価結果、2. 課題等、3. 今後の方策案としてシートを構成しております。

1の評価結果につきましては、シートの一番下に記載しておりますが、5段階評価としております。1、未着手、2、一部着手、3、一部目標達成、4、おおむね目標達成、5、目標達成と設定いたしました。

なお、評価の右側には評価の理由として実績等を記載することといたします。

2の課題等につきましては4段階評価とし、同じくシートの一番下に記載しておりますが、ア、要検討、イ、改善・拡充、ウ、継続／現状維持、エ、その他と設定しております。

3の今後の方策案につきましては、今後取り組むべき項目、内容、方法等について記載することといたします。

今回の評価・検証については、本シートを作成し取りまとめる方法で実施したいと考えております。

なお、資料2-6はたたき台として16シート全ての項目に案を記載しておりますので、担当班の作業としては段階評価及び各項目のたたき台の修正、追記、削除をしていただくことを想定しております。

なお、班ごとのシートの割り振りににつきましては資料2-6の表紙に記載し

ておりますので、御確認をお願いいたします。

各班から事務局への提出期限を5月17日金曜日としたいと思います。各班から提出いただいた内容を取りまとめ、次回の委員会でお示ししたいと考えております。

引き続き④実施計画策定までの進め方についてまで説明させていただきます。

今回の議会基本条例の評価及び検証につきましては、今後の方策案についても検討協議することについて先ほど御説明させていただきました。今後の方策案についてどのような内容をいつごろまでを目途として実施していくのかといったことについて、実施計画として策定していきたいと考えております。

資料の2-7をごらん願います。実施計画の案になります。

これから作成していただく評価・検証シートの今後の方策案から、これから本市議会として取り組むべき項目について実施時期を示すものになります。実施計画を策定することで進捗管理が可能となることが期待できます。

実施計画の構成ですが、取り組み目標からの今後の方策、そして実施の時期を記載しております。実施時期は大きく3つに分けております。まず、黄色で着色した2019年10月から2020年1月までの期間です。これは検証・評価が完了した後、現在の議員の任期満了までとしております。次に、ピンク色で着色した2020年2月から2022年1月までの前期2年間になります。次に、水色で着色した2022年2月から2024年1月までの後期の2年間です。

今回策定する実施計画の対象期間としては、黄色で着色した2019年10月から2020年1月までとし、その後の計画については改選後に改めて設定したいと考えております。

実施計画策定の例ですが、資料では黄色の期間の下部にオレンジ色の矢印と実施項目を記載しております。一例ですが、今後の方策の上から2段目の傍聴者用議案関係資料等の提供については、2019年10月から2020年1月までの期間に閲覧用議案関係資料設置検討を行う計画であるということになります。

ただし、今回実施計画の対象となる期間は大変短いので、本市議会として早急に実施対応すべき事項またはすぐに着手できる事項について選定することを想定しております。実施計画につきましても次回の委員会でお示しする予

定です。評価・検証シートを御提出いただきましたら、その中で今後の方策案から本市議会として早急に実施対応すべき事項またはすぐに着手できる事項を選定し、委員長案としてお示ししたいと考えております。

○委員長（長南良彦） ただいま書記より（1）の①から④までの名取市議会基本条例の評価及び検証の実施について、評価及び検証スケジュールについて、評価及び検証の手順について、及び実施計画策定までの進め方について説明をいたさせました。

①から④までについて、委員各位より御意見等がございましたらお伺いしたいと思います。

なお、資料2-7で御説明いたしました実施計画策定の対象期間について、案では黄色で示した2020年1月までの部分を対象期間としておりますが、前期及び後期も対象期間とするかについても含めて皆さんの御意見等をお伺いします。

休憩をして進めてまいります。暫時休憩をいたします。

午前11時24分 休憩

---

#### 【休憩中の協議概要】

- ・ 1班は大久保副委員長、2班は長南委員長が中心となり、評価及び検証作業を進めることとした。
- ・ 実施計画策定の対象期間は2019年10月から2020年1月まで、及び前期の2020年2月から2022年1月までとすることとした。

---

午前11時41分 再開

○委員長（長南良彦） 再開いたします。

それでは、お諮りいたします。名取市議会基本条例の評価及び検証については、休憩中の協議のとおり進めてまいりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長南良彦） 御異議なしと認めます。よって、名取市議会基本条例の評価及び検証については、そのように決定いたしました。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。  
これをもって本日の議会運営委員会を終了いたします。  
大変御苦労さまでした。

午前11時42分 散会

平成31年4月19日

議会運営委員会

委員長 長 南 良 彦